

「学校の新しい生活様式」を取り入れた教育活動等について（R2.12.8更新）

1 体制整備について

（1）感染症対策を行う体制の整備

健康観察、教室環境の整備等、学校における感染症対策を徹底する。

（2）保健管理体制の整備

学校保健委員会等を活用し、学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備する。

（3）緊急連絡体制の整備

学校で感染が疑われる者がいた場合等の対応について緊急連絡ができるよう、連絡体制を整備するとともに、教職員の役割分担を明確にしておく。

2 学校における感染症対策について

（1）感染源を絶つこと

風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が1つでもみられる幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止、教職員については、特別休暇の扱いとし、自宅で休養させることを徹底する。

また、感染レベルがレベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪の症状が見られる場合も、幼児児童生徒については、同条に基づく出席停止、教職員については、特別休暇の扱いとし、自宅で休養させることを徹底する。

- ・登校前に「健康観察カード」へ記録させ、学校で確認する。なお、風邪症状以外である場合は、備考欄にその旨を記載させ、登校可としてもよい。
- ・登校前に確認できなかった生徒等については、教職員が検温及び体調不良等の確認を行い、症状が見られた場合は、帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するように指導する。（出席停止扱いとする。）
- ・教職員については、出勤前に体温を確認させるなど自主点検を徹底する。
- ・各授業の開始前に、体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、健康観察を徹底する。（同居家族等に体調不良者がいる生徒等については、学校において、より注意深く健康観察を行う。）
- ・「学校等欠席者・感染症情報システム」に確実に入力する。
- ・医療的ケアを必要とする生徒等や、基礎疾患のある生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をし、登校すべきでない判断された場合については、出席停止の扱いとする。
- ・保護者から新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、学校を休ませたいと相談された場合、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症の対策について十分説明した上で、保護者が生徒等を出席させなかった場合については、出席停止の扱いとすることができる。

（2）感染経路を絶つこと

【手洗い・咳エチケット】

- ・手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど様々な機会において、こまめな手洗いを徹底する。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして共用はしないこととし、毎日必ず交換するよう指導する。
- ・石けんに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮する。

【清掃・消毒】

- ・特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤等）を使用して清拭する。
- ・通常の清掃活動の中で生徒等が行う場合は、家庭用洗剤を用いる。
- ・消毒の方法について、物の表面の消毒については、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

（3）集団感染のリスクへの対応

3つの条件（3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離や大声による会話や発声））が同時に重なることをできる限り避けること、また、3つの密が重ならない場合においても、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。

- ・教室内での生徒等の間隔は1メートルを目安とした座席配置とし、マスク定着した上で生徒等が対面にならないような形で教育活動を行うことが望ましい。
- ・教室等の換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う。また、空調使用時等においても30分に1回は換気を行い、密閉空間にしない。
- ・マスクは、身体的距離が十分に確保できない場合に着用することとし、距離が確保できる場合は、着用の必要はない。
- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。（暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp> を参照）
- ・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時は、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導する。

3 給食指導等の工夫

（1）配膳時の留意点

- ・給食当番及び配食を行う教職員は、マスク・給食着を着用し、手指は確実に洗浄したかを毎日点検する。適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・配膳の前に、配膳台を消毒し、生徒等の各自の机を、丁寧に水拭きする。

（2）食事の時の留意点

- ・給食時間は、机を向い合わせにしない、会話を控えさせるなどの工夫をする。

(3) 食事後の後片付け時の留意点

- ・ストローなどの唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ、密閉して縛り廃棄する。
- ・感染予防のための食器返却時のルールを決め、各学級で徹底する。

(例) 皿やお盆は、各自がきちんと重ねて返却する。

はしは、各自が向きをそろえて返却する。

食器の片づけの後は、すみやかに手を洗う。

4 新型コロナウイルスに係る東広島市立幼小中学校臨時休業等の実施について

(1) 感染者になった場合

【生徒等の場合】

ア 校長は、感染した生徒等について、治癒するまで学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止とし、感染者の在籍する学級等を学級閉鎖等の扱いとする。

イ 教育委員会は、広島県西部東保健所等（以下「保健所等」）による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で、保健所と相談の上、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を判断する。

ウ 保健所等は、当該生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

エ 学校は、保健所等の指示に従い、当該生徒等の行動範囲等を考慮して校内の消毒を行う。

オ 教育委員会は、保健所等の調査や助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級(学年)閉鎖及び臨時休業の有無、期間について判断する。

カ 学校は、プライバシーを配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布するとともに SNS 等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。

【教職員の場合】

感染者が教職員である場合は、治癒するまで特別休暇 26 号の取得、在宅勤務により出勤させない扱いとする。なお、以降の対応については「【生徒等の場合】」のイからカまでと同様の扱いとする。

(2) 濃厚接触者に特定された場合（同居家族が感染した場合等）

【生徒等の場合】

ア 校長は、濃厚接触者に特定された生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止とする。（原則として 2 週間。）

イ 生徒等の学びを保障する観点から、濃厚接触者と特定された時点では、学級(学年)閉鎖及び臨時休業としない。

ウ 検査後、陽性反応があった場合は、「(1) 感染者になった場合【生徒等の場合】」と同様の扱いとする。

【教職員の場合】

ア 校長は、濃厚接触者に特定された教職員について、特別休暇 26 号の取得、在宅勤務により出勤させない扱いとする。（原則として 2 週間）

イ 教職員が、濃厚接触者と特定された時点では、学級(学年)閉鎖及び臨時休業としない。

ウ 検査後、陽性反応があった場合は、「(1) 感染者になった場合【教職員の場合】」と同様の扱いとする。

5 学校が主催する行事について

- ・全生徒等が体育館等集まるような行事は極力避けることとし学年単位等で活動するに止める。校内放送、テレビ会議システム等で対応可能なものについては、優先して実施すること。
- ※その他、学校の教育活動等の実施の有無については、巻末資料参照。

6 学習指導について

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・登校再開後には、学校において児童生徒の学習内容の定着を確認し、市教育委員会が示した、「令和2年度の授業日数」や「感染リスク（3つの密）を避けて行う授業の工夫」等を必要に応じて参考にして、感染症対策に留意しながら学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること。
- ・特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。
- ・学校が課した家庭学習については、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合は、当該内容を再度学校で取り扱わないこととすることができる。
- ・授業については、1コマを40分程度に短くした上で、一日当たりの授業コマ数の増減等の時間割編成の工夫により、学校における指導を進めることができる。ただし、授業時数をカウントする際の1単位時間は小学校45分、中学校50分となる。
- ・学校における取組を支援するため、スクールサポーター（退職教員等）について、その派遣のための経費を増額しており、補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等の支援を行うこととする。
- ・学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないことも踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮すること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について

- ・学校再開後の各教科等の指導に当たっては、教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用するよう指導するなど、感染症対策を講じた上で、新学習指導要領において示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行う。例えば、外国語科、外国語活動の授業においては、マスクを着用し、1メートルを目安に距離を確保した上で、コミュニケーション活動を行うなどの工夫をすることができる。ただし、当面、握手やハイタッチ等の身体的接触を伴う活動は行わないことを徹底する。

(3) 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動について

【感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動】

感染レベル2の地域においては、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っ
ての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また

回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、★を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

○各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」★

○理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

○音楽科における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」★

○図画工作、美術、工芸における児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

○家庭科、技術・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」★

○体育科、保健体育科における「児童生徒が密集する運動」★や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」★

○運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事

※上記の【感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動】について、家庭科、技術・家庭科における調理実習は、後期から実施しているところであるが、今後の実施については中止することもやむを得ない。実施する場合には、実習前後の手洗いを徹底するとともに、対面や近距離での活動にならないよう配慮すること、回数や時間を絞るなど、活動の仕方を吟味する。また、会食を行う場合は、会話は控え向かい合わせにならないようにする。

その他の【感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動】についても、地域の感染レベル2を踏まえて、各学校において、次に示した【学習活動における必要な感染症対策】を十分に講じた上で、学習指導を行うようにする。

【学習活動における必要な感染症対策】

○通常マスクの着用を徹底し、飛沫が飛ぶことを防ぐ。

○できる限り個人や少人数・短時間で行い、席配置を工夫するなど密接及び密集状態を避ける。

○可能な限り2方向の窓を同時に開けたり、扇風機を活用したりし、密閉を防ぐ。

○共用の教材、教具、情報機器は適切に水拭きする等、除菌する。

○共用の教材、教具、情報機器を触る前後で手洗いを徹底する。

[体育・保健体育等の指導について]

・体育・保健体育及び屋外等での運動時においては、マスクを着用しなくてもよい。

・屋内での運動時においては、マスクの着用も考えられる。ただし、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合には、マスクを外してクールダウンするよう指導する。

・児童生徒間の距離を十分確保するとともに、授業の前後に手洗いをするよう指導すること。

・球技（小学校ではボール運動）において、近接する場面が発生する学習活動については、移動できるエリアを制限したり、近接する場面の頻度が多くなならないよう活動時間を短くしたりする。

・ゲームや試合などで応援をする場面では、大声を出さないように指導する。

・柔道では、マスクを着用して活動することも考えられる。ただし、生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合には、マスクを外してクールダウンするよう指導する。

・柔道の固め技では、生徒同士の頭部が過度に密着しないように配慮して実施する。頭部が過度に密着しないような技を扱うなどの工夫をする。

・長距離走（小学校では持久走）については、屋外で行う活動のため、マスクを外して行うよ

うになるが、ゴール周辺で密集する恐れがあるため、歩きながら呼吸を整えるルートを設定したり、クールダウンするエリアを設けたりするなどの工夫をする。

[音楽等の歌唱指導・楽器指導（吹く楽器）について]

- ・音楽等の歌唱指導はできる限り短時間で行うこととする。また、一人一人の間隔を確保し、換気については気候上可能な限り2方向の窓を同時に開けた上で、人がいる方向に口が向かないようにする。歌唱の際もマスクの着用が原則ではあるが、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られた場合や体調等を考慮して、必要に応じて外してよいこととする。
 - ・楽器指導（吹く楽器）においても、短時間で行うことや、できる限り一人一人の間隔を確保すること、2方向の窓を同時に開けた上で、人がいる方向に向けて吹かないように留意する。
- ※市教育委員会作成：「感染リスク（3密）を避けて行う授業の工夫」等を参照する。

(4) 休憩時間の過ごし方について

- ・児童生徒の休憩時間の過ごし方については、密集して遊ぶことのないように休憩時間（外遊びができる時間）を学年で割り振るなど、各学校において工夫することで感染防止に努める。
- ・外遊びについては、児童生徒が一定距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないように留意し、マスクを外してよいこととする。
- ・教室に入る前に、手洗いをするよう徹底する。
- ・外遊び等を終えて児童生徒が教室に戻った際には、呼吸が落ち着いた後にマスクを着用させる。

7 部活動について

屋外・屋内に関わらず「クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則」に留意し、感染拡大防止の対策に努める。

<クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則>

- ①一度に大人数が集まって、人が密集する状態で活動を行わないようにする。
- ②換気の悪い密閉空間での活動とならないよう、定期的に室内や体育館の換気を行う。
- ③過度の身体接触を伴う活動や近距離での会話や発声を行わないようにする。

また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問が部活動の実施状況を把握する。部活動の実施に当たっては、次の点について留意する。

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける（長期休業中を含む）。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・平日の活動時間については、2時間程度、学校の休養日（長期休業中や学期中の週末を含む）は3時間程度とする。各校で作成の部活動の方針に基づき、適切に活動時間を設定する。
- ・朝練習は原則として実施しない。
- ・休業明けの部活動再開時には準備運動や基礎トレーニングをしっかりと行うようにするとともに、身体に過度に負担がかからないようにし、生徒の怪我防止には十分配慮する。
- ・部活動で使用する用具等については、使用前に除菌作業を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しはしないこと。

- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用とし、一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。
- ・生徒に発熱等の体調不良が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう徹底する。
- ・マスクについては、運動時、演奏時等を除いて、基本的に着用する。
- ・運動部における大会への参加については、中学校体育連盟が主催する大会以外への参加は、主催者側の感染予防対策が十分に行われているかどうかを確認するとともに、生徒の大会参加までの練習との兼ね合い、身体への負担を考慮し、慎重に判断する。
- ・文化部における大会等への参加については、中学校吹奏楽連盟、合唱連盟や教育研究会音楽部会が主催する大会やコンクール以外への参加は、運動部と同様とし、慎重に判断する。
- ・練習試合については、他市町の状況に鑑み、範囲は県内とするが、感染状況を把握した上で、慎重に判断する。終日にならないよう時間を限定したり、多くの人数が一度に集まらないようにしたりするなど、感染防止の対策を十分に講じること。また、会場への移動や会場での更衣室の利用時等、活動以外の場面も含め、感染防止策を徹底すること。
- ・強化練習を目的とする合宿への参加や、県外からチームが参加する大会等への出場については、主催者側の感染予防対策が十分に行われているかどうかを確認するとともに、慎重に判断する。
- ・吹奏楽部の全体練習については、広い空間等で行うこととし、できる限り生徒一人一人の間隔を確保し、短時間で実施するように配慮する。

※ 新型コロナウイルス感染症については、日々、状況が変化しているため、方針については状況に応じて対応が変わる可能性がある。

巻末資料

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の教育活動等の実施の有無について

行事名等	方針	留意事項
運動会・体育大会	学校判断 ・選択実施 ・両方実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施については、運動会・体育大会と学習発表会・文化祭のどちらか一方を選択するか、両方を実施するか、各校で判断する。 ・実施の際には、集団発生を防止する「3密」を、可能な限り回避し、感染防止に努める。 ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルだけにするなどの工夫が必要である。 ・保護者等の参観については、学校規模に応じて、入場制限をするなど、一度に大人数が集まることのないようにする。 ・参加者全員に対して、手洗いやマスクを着用するなどの基本的な感染症対策について徹底する。 （詳細は、令和2年7月3日付通知「運動会・体育大会を実施する際の留意点について」参照）
学習発表会・文化祭		
修学旅行	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、実施する。 ・行先、日程については、旅行業者と綿密に連携し、感染リスクの高い地域等は避け、できるだけ直前のキャンセルが生じないように地域や日程を調整する。
陸上記録会（小学校）	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努め、実施する。
社会見学・職場訪問	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の事情も勘案して、今年度は中止とする。 ※遠足は可能とする。
野外活動（小学校）	学校判断	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する場合は、「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努める。 ※民泊は行わない。
進路説明会（中学校）	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校と実施方法について連携を図り、3密を防いだ上で実施する。
教育実習	延期	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する場合は、「3密」を可能な限り回避し、感染防止に努める。 ・8月中旬以降の実施とする。 ・大学への延期依頼については、既に市教委が行った。 ・今後の手続きについては、4月21日付けの通知に基づいて各幼稚園及び小・中学校が行う。
職場体験活動（中学校）	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は中止とする。 ・生徒に身に付けさせたい資質・能力等については、他の教育活動において補う。
保育実習（中学校）	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の実習（訪問）は中止とする。 ・各学校で作成した成果物を代表生徒や教員が保育所等へ持参することはよいこととする。

中学校音楽会	中止	・中学校長会等と連携・協議した結果、今年度は中止とする。
英検 I B A (中学校)	実施	・当初の予定通り実施する。
参観日	学校判断	・実施の有無については、各校で判断する。 ・実施の際には、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
こころの劇場 (小学校)	中止	・今年度は中止とする。
防犯教室及び 薬物乱用防止教室	実施	・対象学年を絞っての実施や1時限の中で2グループに別けて、 時間差で実施する等の感染症対策を徹底する。
児童生徒健康診断	実施	・「3密」を可能な限り回避し、感染予防に努める。 (詳細は、令和2年7月6日付通知の「令和2年度学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施について」参照)
作って！食べよう！ 弁当DAY！	中止	・今年度は中止とする。 ・中学校における弁当コンテストも中止とする。
「丸ごと1日英語体 験～ENGLISH Challenge Day～」(中学校)	中止	・今年度は中止とする。
中学校音楽まつり	検討中	・中学校長会等と連携・協議し、方向性について決定する。